

【特別寄稿】

今なおファシズムの世紀なのか？

——日本における政治循環と新^{ネオ}権威主義

千葉大学人文社会科学研究所教授

小林 正弥

はじめに 「市民の政治学」と歴史政治学

「市民の政治学」の旗手・篠原一氏が2015年10月31日に亡くなられた¹。ヨーロッパ政治史において「歴史政治学」を開拓されるとともに、市民参加の意義を強調する実践的政治学も推進された。千葉大学でも2007年に講演して下さって、その記録「市民の政治学をつくる」が『公共研究』第5巻第1号（2008年6月）に掲載されている²。「輝ける『市民の政治学』』という追悼文を筆者は『信濃毎日新聞』（2015年11月28日）に寄稿したが、ここでも追悼の気持ちを込めて、時代的回顧も含めつつ今日の政治状況に関して「歴史政治学」の観点からの考察を行いたい。

日本政治の研究にあたっては丸山眞男の思想史的洞察を生かし、非西欧地域の政治も視野に入れ文化や文明にも着目して歴史的展開を考察することが望ましい。文化論的な視角からの政治学を「文化政治学」ということにすれば、その観点を踏まえた歴史政治学は「文化-歴史政治学」とも言えるかもしれない。日本政治に関しての以下の考察は、そのような角度からの試論でもある。

実践的な「市民の政治学」は、学問的には「歴史政治学」の視座に支えられている。筆者もその先蹤を辿って歴史政治学ないし比較政治学の視角を意識しながら実践的な日本政治論を時事的に書いてきたが、ここではその背景にある

¹ 「篠原一先生お別れの会」（2015年12月7日）の記録が以下にある。

<http://hpsakuseirikkyo.wix.com/shinohara>

² <http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ReCPAcoe/51shinohara.pdf>

理論を要約的に述べて学問的に掘り下げてみたい³。

1. 比較政治学における「ネオ」の諸概念と政治的精神形態——民主主義との混成的政治

フィリップ・C・シュミッターは「いまなおコーポラティズムの政治なのか?」という記念碑的論文(1974年)⁴で、歴史政治学において重要なネオ・コーポラティズム論を提起した。ネオ・コーポラティズムとは「主要な行政・経済政策の策定に、関係する各界の利益代表を参加させ、利害の調整を図って政策を実施しようとする手法」(デジタル大辞泉)と説明されており、「新職能代表制」(篠原一)とか「団体統合主義」「新協調主義」などと訳されている。

コーポラティズムは、戦後はタブー視されてきた。「第1次世界大戦後の民主主義の危機の中から、サラザールのポルトガル、ムッソリーニのイタリア、フランコのスペインなどで、民主主義を否定して職能代表制を採用」⁵したからである。しかし戦後の経済発展の中で、民主主義ないし多元主義と共存する形で利益団体、特に資本と労働の間のトラブルを調整するためのシステムとして浮上してきたのである。

シュミッターはこの論文で、幾つかの異なる政治体制の類型と共存可能な「利益代表の具体的な観察可能な一般的システム」とコーポラティブの概念を定義し、「社会コーポラティズム」と「国家コーポラティズム」という下位類型を区別した。前者は団体が自律的で下から国家に浸透していく型であり、後者は団体が依存的で国家に上から浸透される型である。後者はポルトガル、スペイン、

³ 近年は特に朝日新聞社系の言論サイト WEBRONZA で時事的評論を執筆してきたので、以下の注では関連する論考を挙げておく。<http://webronza.asahi.com/>

⁴ Phillippe C.Schmitter, "Still the Century of Corporatism?" *The Review of Politics*, vol.36, n.1 (1974), pp. 85-131 (P. シュミッター、G. レームブルッフ編『現代コーポラティズム I——団体統合主義の政治とその理論』(山口定・高橋進・辻中豊・坪郷実訳、木鐸社、1984年、第1章)。

⁵ 篠原一「団体の新しい政治機能——ネオ・コーポラティズムの理論と現実」(岩波講座『基本法学 2——団体』岩波書店、1983年、Ⅲ—3, 311-345頁)、311頁(篠原一『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、第3章、133頁)。

ブラジル、チリ、ペルー、メキシコ、ギリシャ、戦前のイタリア・ファシズム、ペタン下のフランス、ナチス・ドイツ、ドルフス下のオーストリアで見られるのに対し、前者はスウェーデン、スイス、オランダ、ノルウェー、デンマーク、イギリス、西ドイツ、フランス、カナダ、合衆国などで見られるとしている。

シュミッターは「利益代表（ないし利益媒介）のシステム」と規定したのに対し、もう1人の代表的論者ゲルハルト・レームブルッフは「政策形成の制度化された1つの型」としつつ同じような類型化を行い、この2類型を「リベラル・コーポラティズム」と「権威主義的コーポラティズム」と呼んでいる⁶。ごく簡単に言えば、戦前にファシズムや権威主義などでしばしば見られたような国家主導的で強権的な国家におけるコーポラティズムと、戦後における民主主義的体制下で議会と共存しているコーポラティズムとを区別しているわけである。シュミッターは上記論文で「私たちがなおコーポラティズムの世紀にいることを再確認する」に至るが、それは国家コーポラティズムに戻るものではなく、社会コーポラティズムが問題を乗り越えて新しいシステムへと発展することを期待した。それは「広範な、専門化されない非階層的で、蜂の巣状の共存関係をもった自発的単位」による利益システム（サンディカリズム）である⁷。

1980年代前半（学部時代）にこの論文を読んで、形態的には似た現象が戦前と戦後に現れていることに筆者は興味を感じた。これはコーポラティズム論だけに見られることではないからである。政治哲学においてはその頃からリベタリアニズムが台頭し、経済学におけるネオ・リベラリズムとともに現実政治に大きな影響を与えていった。イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権がその起点であり、日本でも中曽根政権における国鉄民営化や、小泉政権における郵政民営化はその代表的政策である。

この経済政策は戦間期における自由放任主義の再生である。だから「ネオ・リベラリズム」というように「ネオ」が用いられている。「ネオ・コーポラティ

⁶ ゲルハルト・レームブルッフ「リベラル・コーポラティズムと政党政治」（前掲、シュミッター、レームブルッフ編、第2章）。

⁷ シュミッター、前掲論文、78-79頁。

ズム」にせよ「ネオ・リベラリズム」にせよ、戦間期ないし戦前における現象が新しい姿を纏って再生しているわけである。

筆者自身はクライエントリズム（恩顧主義）を研究して、農村の名望家を庇護者（パトロン）とする「伝統的（地方型）クライエントリズム」と区別して、政党が政権や行政などの組織との関係によって利益を配分して庇護者になる恩顧主義を「ネオ・クライエントリズム（新恩顧主義）」ないし「組織的（連結型）恩顧主義」と呼んだ⁸。これは、伝統的クライエントリズムにおける人間関係（親分-子分関係）が議会や行政という近代的制度の枠組みにおいて再生したものである。55年体制における自民党政治では、派閥・後援会・族議員などに存在するこのような人間関係が主軸だった。それが政財官癒着として批判され一度は民主党政権へと政権交代が行われた。ところが自民党が政権復帰したとたんに再生し、甘利明内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の辞任事件（都市再生機構への口利き疑惑）のように、かつての自民党体制下の政治腐敗と同じような事件が次々と起こっている。

また官僚制について、S.N. アイゼンシュタットの「新家産制(neo-patrimonialism)」の概念に示唆され、家産制（マックス・ヴェーバー）の性格が残る「新家産的官僚制(neo-patrimonial bureaucracy)」ないし「習合的（重層的）官僚制(syncretic bureaucracy)」という概念を提起した⁹。これは、日本の行政指導のように人的な家産官僚制の前近代的な特質が近代的な行政組織の中に現れて

⁸ 小林正弥『政治的恩顧主義論——日本政治研究序説』（東京大学出版会、1986年）。なお篠原一は、基本的社会関係と「リンケージ」という観点から政治的近代化におけるカシキスモと名望家体制をクライエントリズムに関して挙げている。篠原一『ヨーロッパの政治——歴史政治学試論』（東京大学出版会、1986年）、12頁。K・ローソンの「リンケージ（連係）」概念に関しては、小林正弥「現代政党理論再考——ダウンズ＝サルトーリ理論の限界」（村嶋英治・萩原宜之・岩崎育夫編『ASEAN諸国の政党政治』アジア経済研究所研究双書、1993年）、第6章、192頁。小林正弥「恩顧主義的政党と選挙制度改革——日本政治『成功』の要件——」（『千葉大学法学論集』第18巻第1号、2003年、194-285頁）、223頁。

⁹ 小林正弥「新家産制論とASEAN諸国——ウェーバー・モデルの意義と限界」（岩崎育夫・萩原宜之編『ASEAN諸国の官僚制』アジア経済研究所研究双書、1996年）、第7章、254頁。小林正弥「官僚制」（森田朗編『行政学の基礎』岩波書店、第2章）。

いることを指している。

さらに 55 年体制下の自民党政治において、日米安保体制下における恩顧主義を「内外二重恩顧主義」と呼び、地盤・看板・鞆に支えられて世襲議員が当選する現象を「新封建制」とも呼んだこともある¹⁰。これは、世襲の 2 世・3 世議員などが数多く議会で当選するという点において、封建制度のような議会政治を指す。第 2 次安倍内閣では閣僚 19 人の内の 11 人が世襲だったから、55 年体制下の自民党よりもさらにこの性格が強く、「新封建制的内閣」そのものと言えよう。このような民主政は「新封建的民主主義」とでも呼びたくなる¹¹。

このように比較政治学や政治哲学では「ネオ(新)」を冠する現象や思想が多々存在する。基本的には同じ現象が時代や地域を超えて形を変えて現れているように見える。時代や地域が変わっても人間の精神構造や思考パターンには共通性があるので、一定の条件がそろくと類似した政治経済の現象として再現するのではないだろうか。

たとえば恩顧主義的人間関係や封建的人間関係は戦後の日本政治学では「前近代的人間関係」と言われてきた。戦後の経済発展の後もそれが残っているから、政権復帰後の自民党においても再生するのだろう。国家からの干渉に対して自由放任を望む思考も根強く存在するから、ニュー・ディール政策やケインズの経済政策によって一度は衰退しても、福祉国家が財政的危機を迎えると復活したのだろう。さらに様々な団体やその担い手における協調志向も人間性の深いところで存在するから、国家主導的な形であれ団体主導的な形であれ、繰り返し現れてくるのだろう。

その意味では人間の政治経済に関する思考のパターンはだいたい限定されており、歴史的状況に応じて盛衰を繰り返しているようにも思われる。このような思考パターンを「政治（経済）的思考パターン」と呼ぶこともできよう。か

¹⁰ 小林正弥「日本政治の公共学」（山脇直司・押村高編『アクセス公共学』日本経済評論社、第 1 章、2010 年）、8 頁。

¹¹ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか？〔10〕——権威主義化による本当の民主主義の終焉」WEBRONZA、2014 年 8 月 29 日。

つて丸山眞男が日本ファシズムに関してその「精神形態」を考えたように¹²、その底にある人間の精神のあり方から見れば、それは深層の「精神形態」ないし「精神構造」の表れと言えるだろう。たとえばコーポラティズムないしネオ・コーポラティズムには服従や協調・抱え込みなどの精神形態が存在するし、恩顧主義には庇護と随従による相互依存の精神が深層に存在するのである。

このような精神構造が様々な時代の制度に現れる場合、その深層の精神構造と（起源を異にする）表層の制度が混合することになるから、しばしば「混合（的）政治」ないし「混合（的）体制（mixed regime）」が現れることになる。たとえばネオ・クライエンテリズムやネオ・コーポラティズム、新家産制、新封建制などの比較政治学上の概念は、いずれももともとのそれぞれの現象が議会制民主主義の制度において再生していることを表している。民主制が広範に行きわたったので、かつては君主制や寡頭制において現れていた現象が民主制において現れているわけである。これらは多かれ少なかれ非民主主義的性格を持っている。このことを明確にするために、必要な際にはもともとの現象を「古典的」（ないし「伝統的」とか「原」という言葉で表すことにしよう。たとえば「古典的（伝統的・原）クライエンテリズム」などである。これに対して、民主制のもとに現れているこれらの現象を「ネオ（新）●●」と呼ぶことができるわけである。

混合的政治は、歴史的に民主主義体制以外でも起こりうる。筆者は文化的・文明論的な視角から宗教学の「習合主義（シンクレティズム）」という概念を援用して、日本政治の深層ないし「古層」（丸山眞男）の伝統的政治的様式が他の大文明の政治的様式と混合する現象を「政治的習合主義（政治的シンクレティズム political syncretism）」と呼んだ。ネオ・クライエンテリズムはこの一現象だが、このような習合的政治は封建時代などにも存在した。

混合的政治は政治的習合主義だけではない。習合主義が文化論的・文明論的観点からの概念であるのに対し、後述の「混成体制（政体）」論に従って「混

¹² 丸山眞男「軍国支配者の精神形態」（丸山眞男『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年）、第1部三。

成的政治」という概念を自由民主主義（体制）と他の政治体制や政治的様式、特に権威主義との「混合」を指すものとして用いることにしたい。ネオ・クライエンテリズムのように「民主制」とそれ以外の政治的現象が混合して現れている「ネオ」の諸現象が、「混成的政治（現象）」であり、これは「混合的政治」の1つである。このような混成的政治が生じるのは民主制が普及した結果ではあるが、もともとは非民主主義的な現象がそこに現れているわけだから、混成的政治は自由民主主義との緊張関係を持っていることになる。

2. 「新極右」という「混成的ネオ・ファシズム」の台頭

シュミッターの楽観的な見通しとは異なって、「ネオ」の諸現象は必ずしも歴史の進展に伴っているとは限らない。むしろ古い思考パターンや精神形態が新しい歴史的環境のもとで再生しているという点において、問題だったり危険で憂慮すべきだったりする場合も存在する。ネオ・クライエンテリズムや新封建制はその典型である。

ネオ・リベラリズムは戦間期の自由放任主義の再来であって、その時と同様に社会的問題や経済的危機を招く危険を筆者は懸念していた。リーマン・ショックや貧富の格差の拡大は、その現れであろう。そして「もしネオ・リベラリズムが戦間期のように崩壊すれば、今度もやはり議会制民主主義には危機が訪れて国家主義や強権体制が成立し、専制・独裁などに至る危険すらあるのではないか」という疑いすら論理的には存在するように思われた。

もっとも 20 世紀末の比較政治学では、冷戦終了という明るいムードの中でこのような懸念はそれほど感じられていなかった。J・リンスによって全体主義論や権威主義論が提起されて論じられていたが¹³、全体主義論は主としてソ連や東欧圏などの共産主義国の問題であり、権威主義論は主として発展途上国の問題と考えられているように見えた。逆にシュミッターらによってラテン・

¹³ J・リンス『全体主義体制と権威主義体制』（高橋進監訳、法律文化社、1995年）。政治体制論一般については、篠原一・永井陽之助編『現代政治学入門〔第2版〕』（有斐閣双書、昭和59年）、V「政治体制と政治変動」（篠原一・馬場康雄）。

アメリカをはじめとする発展途上国や東欧諸国について権威主義から「民主主義への体制移行」が注目され、活発に論じられていた¹⁴。南欧や共産主義諸国、ラテン・アメリカ、アジアなどで1974年から1990年代にかけて民主化の「第3の波」(ハンチントン)¹⁵が生じていたからである。

ところが世界史の流れは21世紀の10数年が過ぎたころから急速に暗転してきたように思える。9・11以来の「反テロ」世界戦争は「文明の衝突」(ハンチントン)を現実のものとして、中東地域に混乱をもたらしイスラーム国(IS)を生み出した。それらの結果、イスラーム過激派によるテロが起こり、EU諸国に対する難民や移民の問題が深刻になった。

そして今では、移民排斥や反EUを訴える右翼的ないし極右的な政党がヨーロッパ諸国において経済的困難の中で伸張している。たとえばイギリス(イギリス独立党)、フランス、オーストリア、スウェーデンなどで議席を増やしている。2014年の欧州議会選挙では、フランスでは極右政党である国民戦線(党首マリーヌ・ル・ペン)が25%の得票で24議席を獲得した。またドイツ国家民主党、ギリシャにおける「黄金の夜明け」、フィンランドにおける「真のフィンランド人」、デンマーク国民党、オランダにおける自由党、ハンガリーのヨッビク(右翼青年協会)、オーストリア自由党、イタリアの北部同盟などが欧州議会に議席を獲得した¹⁶。

特にギリシャの「黄金の夜明け」は2012年6月のギリシャ議会選挙で18議席〔6%〕を得て、2014年欧州議会選挙で9%を獲得し、2015年9月の国政選挙では7%で18議席を獲得してギリシャ議会第3位の政党となった。オランダの自由党は2010年のオランダ下院選挙で150議席中の24議席に躍

¹⁴ ギジェルモ・オドンネル、フィリップ・シュミッター『民主化の比較政治学——権威主義支配以後の政治世界』(真柄秀子、井戸正伸訳、未来社、1986年)。

¹⁵ サミュエル・P・ハンチントン『第三の波——20世紀後半の民主化』(坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳、三嶺書房、1995年)。

¹⁶ 「入れ墨やヘイトスピーチ：欧州議会選で躍進した『各国の極右政党』とは」(ハフントン・ポスト、2014年5月29日、The Huffinton Post UK, Jessuca Elgot)。
http://www.huffingtonpost.jp/2014/05/28/far-right-europe-election_n_5407924.html

進して第3党となった。そしてパリ同時多発テロ（2015年11月）後のフランス州議会議員選挙（2015年12月6日）では第1回投票で国民戦線がフランス全体では28%の得票を得て、13州の内の6州で首位となった。第2回投票では国民戦線は、その特に強力な地域で左派連合が右派連合の候補を支持したためにどの州でも一位にはならなかったが、得票率で27%を得た（右派連合40%、左派連合29%）。

さらにアメリカでも現在進行中の大統領選において共和党では過激な言動で知られるドナルド・トランプ氏が優勢になっているし、第2位のテッド・クルーズ上院議員もリバタリアニズム的な強硬派である。トランプ候補は経済政策では累進課税の強化や社会福祉の拡充を主張するものの、メキシコなどからの移民やイスラーム教徒の移民に対する排外主義的言動によって極右と呼ばれることもある。

先進国と言われる西欧諸国で、右翼的ないし極右的な政党や政治家がこのように多くの支持を集めることは21世紀が始まった時には予想できなかった。1980年代初頭からすでに極右の台頭現象は存在していたが、短期間の内にヨーロッパ主要国の主要政党や、アメリカにおける2大政党における大統領候補者になるとまでは思えなかったのである。

このような現象は時に「ポピュリズム（人民主義）」と呼ばれることがある。アメリカでは同時に民主党でも、「民主社会主義者」を自称するバーナード・サンダース上院議員が（本命とされる）ヒラリー・クリントン候補と競って予想外の善戦をしているので、これもあわせて「ポピュリズム」とみなされることがある。政治哲学者マイケル・サンデルは、サンダースとトランプの双方の人気をアメリカ政治におけるポピュリズムとみなしている。アメリカン・ドリームによる地位の上昇に希望を見出せなくなった人々には2人が「救済者」のように見え、民主党・共和党双方のネオ・リバタリアニズム的な主流派に抗議して2人を支持しているというのである¹⁷。

¹⁷ Michael Sandel, "Bernie Sanders and Donald Trump look like saviours to voters who feel out of the American Dream," *The Guardian*, 28 February, 2016.

ポピュリズムという概念は、もともとはアメリカにおける19世紀末の人民党や、1930年代から50年代のラテン・アメリカの大衆的運動を指すところから始まった。前者は、鉄道などの独占企業に対して農民が職人・労働者と連合して、通過増発や累進所得税、鉄道や電信電話の国営化、直接民主主義的な制度などの革新的・進歩的政策を主張した。後者は、アルゼンチンのペロンやブラジルのバルガスなどの個人的カリスマを持った指導者によって農民や労働者の保護や社会正義の実現を主張した。

これらのようなポピュリズムは、政治的エリートやエスタブリッシュメントに対して人々（人民）が抗議・反対するという点で反エリート主義的であり、しばしばカリスマ的リーダーが民衆的・人民的な意識を鼓舞して現状を打破する改革や革新を主張する。そこで政策の妥当性や質は別にして、進歩主義的・改革主義的ないし変革的な外観を持つ政治になる。明確な思想やイデオロギーはあまり持たないが、特権や既得権益に対するその批判は道徳主義的であり、敵と味方という二分論的なものになりやすい。

そこで通常政治の観点からは民主主義に対する脅威とか衆愚政というように危険性されることも多い。もっともたとえばアメリカの人民党は反動的な農民政党とされることがある反面で、その後の革新主義につながる政治的革新をもたらした面もある¹⁸。だからポピュリズムは直ちに民主主義に対する危険を意味するわけではない。全体としてはこの両面が存在するから、それぞれについてどちらが優勢か考察する必要があるだろう¹⁹。

¹⁸ ポピュリズムに関する邦語文献としては、大嶽秀夫『日本型ポピュリズム——政治への期待と幻滅』（中公新書、2003年）、同『小泉純一郎 ポピュリズムの研究——その戦略と手法』（東洋経済新報社、2006年）、山口二郎『ポピュリズムへの反撃——現代民主主義復活の条件』（角川書店、2010年）、吉田徹『ポピュリズムを考える——民主主義への再入門』（NHKブックス、2011年）。大嶽はポピュリズムを基本的には否定的に捉えているのに対し、吉田は「国民に訴えるレトリックを駆使して変革を追い求めるカリスマ的政治スタイル」と定義して、安直なポピュリズム批判とは距離を置いて、より包括的に考察している（同書、13-14頁）。

¹⁹ Cas Mudde and Cristóbal Rovira Kaltwasser eds., *Populism in Europe and the Americas: Threat or Corrective for Democracy?* (Cambridge University Press, 2014).

とはいえ、確かに非民主主義的・非理性主義的な政治に向かう傾向も存在する。特にナチス・ドイツやイタリア・ファシズムなどの独裁政治も、少なくとも当初はカリスマ的リーダーによる反エリート主義的で善悪二元論的な政治という点においてポピュリズムに似た形で勢力を増やしていったからである。また戦前にはこれらのような完全なファシズム（真性ファシズム）にはならずとも、その前駆的な形態とみなせる政治運動がヨーロッパの各地に存在した。これは「前ファシズム」（山口定）と呼ばれる²⁰。これらの中にはポピュリズムと似たものも存在しただろう。だからそれらを「右翼的ポピュリズム」ないし「極右的ポピュリズム」と呼ぶことも不可能ではないだろう。

戦前においては民主主義的体制において極右政党が台頭し、政権に近づいていったのである。古典古代における民主政の経験とこれには共通性がある。アテネにおいて世界初の本格的な民主政が成立したが、優れた指導者ペリクレスの死後にはデマゴーグたちにアテネの市民たちが惑わされてスパルタとの無謀な戦争を続け、アテネは衰退した。政治哲学においてこれは衆愚政と呼ばれる。20世紀の独伊においても民主主義が一度は衆愚政に転落し、極右政党が台頭してファシズム的な独裁に移行していった。それは全体主義体制とも言われる。

同じことが21世紀に起こらないという保証はない。そこでポピュリズムは衆愚政に陥って独裁に至るのではないか、と危険性されるのである。それでは今日台頭している極右政党は民主主義の崩壊や独裁、さらには真性ファシズムへと展開していく危険があるのだろうか。

今の段階ではたとえばフランスの国民戦線がかつてのドイツやイタリアのような真性ファシズムに展開するという予測はあまり聞かない。なぜなら国民戦線党首のマリーヌ・ル・ペン、名誉党首となった前党首ジャン＝マリー・ル・ペンの三女だが、移民排斥以外の点では福祉充実・弱者保護などを主張して以前よりソフトなイメージに転換して現実主義的路線を追っているからである。それによって党勢を上昇させ、反ユダヤ的発言などのような過激な発言を行う

²⁰ 山口定『ファシズム』（有斐閣選書、昭和54年）、40頁。

前党首とは確執が深まり、前党首は除名されて新党を結成した。だから国民戦線の議席増加がかつてのようなファシズムに直ちに結びつくと考えられてはいないのである。

このような傾向は、今日浮上しつつある極右政党一般にもしばしば見られる。戦後に、独伊の真性ファシズムを崇拜してそのような運動の復活を目指す勢力は「ネオ・ファシズム」と呼ばれた。たとえばイタリアにおける「イタリア社会運動」やそれを中核にする「国民同盟」、ドイツにおける社会主義帝国党やドイツ帝国党、ドイツ国家民主党などがそれに相当する。これらは既に保守主義に変質したり消滅したりして、今ではドイツのネオ・ナチズム（国家社会主義など）やイタリアのネオ・ファシズムは小さくなっている。その他の先述の極右政党の中でかつてのファシズムと似て暴力的なのは、ギリシャの「黄金の夜明け」やハンガリーのヨッビクくらいである。

そこで山口定らによって、かつてのファシズムの復活・再来・継承を目指す「ネオ・ファシズム」のような「古い右翼」と区別して、1980年代中葉以降に現れたそれ以外の新しい右翼を「新右翼」と呼ぶことが提案された²¹。ここでいう「右翼」は「極右 (extreme right)」とあまり変わらないとされているから、この2つを「旧極右」と「新極右 (neo-extreme right)」と言ってもいいだろう。

「旧極右」と違って、今日議席を増やしている極右政党は、一応は議会制民主主義を認めて選挙による政権獲得を目指している。だからこれらは「極右」と呼ぶよりも「急進的 (ラディカル) 右翼」(radical right) ないし「ポピュリスト右翼」と呼んだ方がいいという見解もある²²。ポピュリズムという観点から言えば、「右翼的 (極右的) ポピュリズム」と言えるだろう²³。

アメリカやラテン・アメリカなどのかつてのポピュリズムが改革の志向を持っていたのに対し、1980年代以来の急進右翼的ポピュリズム（フランスの

²¹ 山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』（朝日新聞社、1998年）。

²² ジャン＝イヴ・カミュ「激変するヨーロッパの極右」（仙石愛子訳）『ル・モンド・ディプロマティーク日本語・電子版』2014年3月号。

<http://www.diplo.jp/articles14/1403Extremes%20droites.html>

国民戦線など）が電子メディアなどの新しいメディアを活用するなどして世界の各地で伸張したことに着目して「ネオ・ポピュリズム（neo-populism）」と呼ぶこともある²⁴。またラテン・アメリカなどで1990年代にネオ・リベラリズムの政策を推進する権威主義的政権が出現した（メキシコのサリナス、アルゼンチンのメヌム、ペルーのフジモリなど）。これらやベネズエラのチャベス（貧困層や農民などのための社会主義的政策を主張）は民衆に訴える政治を行ったが、ペロン（アルゼンチン）やバルガス（ブラジル）のように農民・労働者の保護を主張する「古典的ポピュリズム（classical populism）」とは政策や支持層・形態などの点で違うので、やはり「ネオ・ポピュリズム」と呼ばれている。つまりポピュリズムの概念では古典的ポピュリズムが民衆的・改革的イメージを持っていたので、むしろ最近の右翼的・権威主義的ポピュリズムに「ネオ」が用いられているのである。このような観点からすれば、新右翼における「極右的ポピュリズム」は「極右的ネオ・ポピュリズム」ということになる。議会制の枠内における権威主義的政治・政党という点で、これも混成的政治の1つであると言えよう。

しかしこれらの極右政党は移民の排斥や反EUなどを過激に主張し、そのイデオロギーや思考様式は戦前の極右やファシズムを想起させる。制度的には議

²³ ポピュリズムと右翼という双方を結びつけて考える研究として、Cas Mudde, *Populist Radical Right Parties in Europe* (Cambridge University Press, 2007); 畑山敏夫『フランス極右の新展開——ナショナル・ポピュリズムと新右翼』（国際書院、(1997年)、高橋進・石田徹編著『ポピュリズム時代のデモクラシー——ヨーロッパからの考察』（法律文化社、2013年）。

²⁴ Hans-Georg Betz and Stefan Immerfall, eds., *The New Politics of the Right: Neo-Populist Parties and Movements in Established Democracies* (Palgrave Macmillan, 1998); Gianpietro Mazzoleni, Julianne Stewart, Bruce Horsfield eds., *The Media and Neo-Populism: A Contemporary Comparative Analysis* (Praeger Publication, 2003). Răzvan Victor Pantelimon, "Populism and Neo-populism as the Main Characteristics of the XXIst Century Politics," *South-East European Journal of Political Science*, vol.3, n.2, 2015, <http://seejps.lumina.org/index.php/volume-ii-number-1-2-populism-and-its-metamorphoses/69-populism-and-neo-populism-as-the-main-characteristics-of-the-xxist-century-politics>

会制民主主義の枠内ながら、極右ないしファシズム的な思考パターンが存在するのである。そこで、上述のネオ・クライエンテリズムや新封建制と同じように、このような右翼は「新極右 (new extreme right)」²⁵ という性格を持っている。戦前のファシズムそのものの復活や再来ではないという点ではこれは「ネオ・ファシズム」ではないが、ファシズム的精神形態は持っている。だから議会制民主主義とファシズムとの混成形態である。その意味で「混成型ネオ極右」とか「混成的ネオ・ファシズム (hybrid neo-fascism)」と呼ぶことも不可能ではないだろう。

このような政治が戦前のような真性ファシズムへと転化しないという保証はないから、それには不断の警戒が必要だろう。そこまではいかないにしても、このような政治が台頭するということは、移民の排斥や少数者への不寛容、ヘイト・スピーチをはじめとする暴力的・抑圧的政治的行動、自由な言論や政治への威嚇や侵害、戦争への積極的姿勢など、様々な点で深刻な問題をもたらす。仮に民主主義体制が制度としては維持されるにしても、これは実質的な民主主義の危機をもたらすのである。

3. 戦前戦後循環論——日本における民主政の盛衰

このような危険が21世紀に日本にも現れるということは、20世紀末の日本政治学ではほとんど論じられてはいなかった。しかし1990年代の「政治改革」の動向を見て、これはいずれ民主主義の危機をもたらすのではないかという懸念を比較政治学ないし歴史政治学の観点から筆者は感じたのである。

英米の二大政党制をモデルにして小選挙区制を導入することによって、政権交代を実現することが当時は熱烈に主張されていた。改革派の政治学者たちもそのような議論をしていた。現実政治においては宮沢内閣下で自民党が分裂し、選挙で敗北して下野して、細川連合内閣において選挙制度改革を中心とする「政治改革」を実現した。

²⁵ Roger Eatwell and Cas Mudde, eds., *Western Democracies and the New Extreme Right Challenge* (Routledge, 2009).

しかしこのような「政治改革」は失敗する可能性が高いと筆者は懸念していた。歴史政治学の観点から見れば、英米の二大政党制を政治の理想的モデルと考えるのは「二大政党制の神話」（篠原一）²⁶である。英米には一定の階層差が存在しており歴史的にも左右の明確な対立が存在するので、二大政党制が定着している。ところが日本にはこのような社会的・政治的条件が存在しない。それなのに無理に小選挙区制を導入すると、戦前の政党政治のような展開を引き起こす危険が存在すると思われた。

明治憲法下ではもともとは藩閥政府が専制政治を行っており、それに対して議会における政党（民党）が抵抗した。これは「統治エリート」と「理念政党」との対抗関係と言える。ところが開明的な統治エリート（伊藤博文など）が民党と結合して立憲政友会を作り、政党の存在感を高めていった。政友会は政権に就くと（原敬内閣）、利益誘導政策で集票を図ったから、「統治エリート」と恩顧主義的政党との結合（統治エリート・パトロン結合）が生じたことになる²⁷。

この後、専制内閣（第3次桂内閣）に対して第1次憲政擁護運動によって大正政変が起き、第2次憲政擁護運動によって政党内閣期（1924-1932年）が実現した。護憲3派内閣（加藤高明内閣）によって普通選挙法と治安維持法がともに成立したことはよく知られている。このような過程を通じて当初は藩閥政府と民党の間、次は政友会と民政党との間で理念や政策の相違が明確だった。それによって人々の支持が政党に集まり、政党内閣が成立して2大政党による政権交代という「憲政の常道」が短期間ながら実現したわけである。

ところが政党内閣期になって双方の政党が交代で政権に就くようになると、2つの政党の政策が接近してきてその理念や政策の相違が明確でなくなった。政友会同様に、民政党も恩顧主義的政党の性格を強めたのである。さらに疑獄などが続出して双方がお互い疑惑を非難するようなスキャンダル合戦になっていった。この結果、人々は政党に対して期待や信頼を失い、5・15事件や2・

²⁶ 篠原一『ポスト産業社会の政治』（東京大学出版会、1982年）、138頁。篠原、前掲『歴史政治学とデモクラシー』第2章「連合政治の理論的諸問題」、第1節5。

²⁷ 小林、前掲「現代政党理論再考」、119頁。

26 事件が起こって政党内閣は崩壊し軍事政権が成立して日本ファシズムと戦争へと突入していった。

「政治改革」当時、このような歴史に鑑みて日本では小選挙区制中心の選挙制度には危険があり、比例代表区中心の選挙制度が望ましいと筆者は考えた。そして日本の歴史的・社会的条件のもとでは小選挙区制の導入は戦前と同じような帰結をもたらし、戦前の政治的展開を繰り返してしまうのではないかと懸念した。当時の政治学では行政学などで戦前と戦後の継続・断絶関係が主張されていた（「戦前戦後断絶論」村松岐夫）ので、戦前循環と同じような戦後循環が生じる可能性があるという仮説を提起し、これを「戦前戦後循環論」と呼んだ²⁸。戦前と戦後で同じような「政治循環」を繰り返す危険を感じたわけである。

戦前循環と同じように戦後においても、55年体制下では政権党と野党との間で理念や政策の対立が明確であり、それにより政党政治が発展していった。しかし「政治改革」後に逆に与野党の間でその差が不鮮明になることによって逆に政党政治が衰退し、その危機が訪れるのではないか。そう危惧したのである。

戦後の政治は55年体制下にあって自民党が一党優位体制を継続し、官庁や財界との間でいわゆる政官財の「鉄の三角形」を築いた。官僚という「統治エリート」と議会政治家の結合という点でこの主軸も「統治エリート・パトロン結合」であった。そして統治エリート相互の間や政党と選挙民との間でネオ・クライエンテリズムによる政治体制を形成していた。自民党は典型的な「新恩顧主義的政党」であり、これは「新恩顧主義的政治体制」と言うことができる。恩顧主義的政党ないし恩顧主義的政治体制という観点から戦前・戦後の政治を考えるのがこの政党理論における「基本モデル」である。

ただ前述のように日本の官僚制は「新家産官僚制」、議会は「新封建制」であり、近代的な官僚制や議会制度との混合という点に注目すればこれらは「習合的（シンクレティック）官僚制」「習合的議会制」である。この角度からす

²⁸ 小林、前掲「恩顧主義的政党と選挙制度改革」、261頁。

ると、恩顧主義・家産制・封建制といった「前近代的」政治現象と官僚制・議会制という「近代的」政治制度との複合から独自の政治的ダイナミズムが生まれてくる。これは「混成政治」ないし「混成体制」としての特質である。戦前循環・戦後循環についてこれを捉えようとするのが「複合モデル」である。

もともとは習合主義とは、宗教学において大伝統（仏教やキリスト教など）と小伝統（神道など地域固有の信仰）とが混淆する現象のことを指す。その概念を援用して政治においても「政治的習合主義」が存在すると考えたのである。文明論から見れば、外来の普遍主義的文明と固有の特殊主義的文明との政治における「出会い」の所産である。西欧で発展した歴史政治学では文化的要素はさほど議論に登場しないが、日本をはじめ非西洋諸国の政治を考えるためには文化的要素・文明的要素も大事なので、「文化政治学」を歴史政治学に加味して考察する必要があるのである。

4. 戦後循環と民主主義の危機

55年体制下の習合的議会制においては、社会党や共産党をはじめとするいわゆる革新勢力が3分の1以上の議席を維持していたので、自民党が党の綱領に掲げる憲法改正は事実上不可能だった。そのために憲法自体は逆説的ながら安定していた。そして自民党は「現実主義的政党」であって利益誘導による恩顧主義的政策によって政権を維持していたのに対し、野党は「理念政党」であり、福祉や平和の理念を掲げて理想主義的政策を強く主張した。だから与野党の間で政治的理念や政策の相違は明確であった。サルトーリの「一党優位制」の概念を基礎にして、この政党システムを「習合主義的一党優位制」と呼ぶことができる²⁹。

経済発展や農村人口の減少と都市人口の増大などの社会変動の結果、自民党の議席は減少していき、保革伯仲が生じた。さらに高度成長が終わって財政難が生じると、それまでのように利益誘導を行うことが難しくなり、恩顧主義的

²⁹ 小林、同上、243頁。サルトーリの政党システム論も篠原がいち早く紹介した。篠原、前掲『ポスト産業社会の政治』、Ⅲ第2章など。

政治も行き詰まった。

そこで自民党・中曽根内閣が新国家主義的理念を打ち出すとともに、リベタリアニズム的（ネオ・リベラリズム）な政策を打ち出して第2臨調によって国鉄民営化を行った。これはネオ・コーポラティズムを想起させる。そもそも戦後日本の国家や行政組織と経団連や農協などの利益団体との関係においては、行政指導のような利益媒介システムが存在する。ここにはコーポラティズムに似たところがあるが、西欧のネオ・コーポラティズムの一般的形態とは異なって労働界（総評や同盟）の代表が加わっていないので、「労働なきコーポラティズム」だったという見方（T・J・ベンベル、恒川恵一）³⁰がある。ただ行政指導はあっても、対等委員会（オーストリア：資本と労働）や社会経済協議会（オランダ）、協調行動（西ドイツ：資本と労働）、三頭制（イギリス：労働・資本・政府）のような組織や仕組みは存在しなかったから、この日本のシステムは狭義におけるネオ・コーポラティズムとは異なる。これに対して中曽根政権下における第2次臨時行政調査会（土光敏夫会長）は、篠原一によれば行政改革の名のもとで財界と官界の代表者を主役となって作られたネオ・コーポラティズムの組織である。それは日本における職能団体の力関係の縮図として「労働過小代表のコーポラティズム」であってネオ・リベラリズム的（新保守主義的）政策を推進した³¹。それ以来、ネオ・リベラリズム的政策が自民党政権の基調として続いた。

田中角栄氏に対するロッキード事件、竹下内閣におけるリクルート事件、宮沢内閣下における（金丸信・経世会会長に対する）東京佐川急便事件などの度重なる疑獄事件で内閣が崩壊していくにつれ、人々の政治に対する不満が高まり、「政治改革」が強く主張されるようになった。宮沢内閣で自民党政権は崩壊し、細川連合政権が成立し、小選挙区制中心の選挙制度改革を行った。

³⁰ T・J・ベンベル、恒川恵一「労働なきコーポラティズムか——日本の奇妙な姿」（シュミッター、レームブルッフ編、前掲書、第5章、239-293頁）。

³¹ 篠原、前掲「団体の新しい政治的機能」、334-340頁（前掲『歴史政治学とデモクラシー』第3章8、164頁）。

その後、羽田政権や自民党・社会党・さきがけの連合政権である村山政権・橋下内閣を経て自民党政権に戻り、小渕政権や小泉内閣が成立した。小泉内閣は人気を博して郵政民営化を行い、ネオ・リベラリズム的政策はここに頂点を迎えた。その政治手法にはポピュリズムが色濃く見られ、この内閣は「ネオ・リベラル型ポピュリズム」(大嶽秀夫)³²と特徴付けられよう。

その後、森政権・第1次安倍政権・福田政権・麻生政権を経て民主党へと政権交代が生じて、2009年に鳩山政権が実現した。当時はこれで二大政党による政権交代が始まったと思われるのである。

戦前と比較すればここまでの過程は、2回の憲政擁護運動などにより政党内閣期に到達したことに類似していると言えよう。戦後の自民党と官庁などによる「統治エリート・パトロン結合」の恩顧主義的政治体制に対して、革新政党や(政治改革後は)民主党が対抗する理念を提示し、それによって二大政党による政権交代の政治を実現したように見えたからである。これは、まさしく本来の「憲政の常道」の実現に思われた。

しかしその後、急速にこのような楽観論は萎んだ。当初は鳩山政権が「脱官僚、政治主導、地域主権、新しい公共、コンクリートから人へ、国民の生活が第一」などの斬新な理念を主張したが、沖縄米軍基地の県外移設を断念に追い込まれ、短期間で崩壊した。菅内閣以後の民主党政権は現実主義的志向を強め、野田内閣は消費税増税について自民党・公明党との「3党合意」を行った。戦前の民政党と同じように民主党は独自の理念を喪失して、政策的に自民党に接近し、その結果として国民の信頼を失い政権を失ったのである³³。こうして成立したのは、戦前の政党内閣期と似た「現実主義的二大政党制」だった。

小沢氏の政治資金管理団体「陸山会」についての疑惑では自民党のみならず当時の民主党主流派は小沢氏に批判的な姿勢を取り、小沢氏が脱党して民主党は分裂した(小沢氏は2012年に無罪判決が確定)。野田政権は選挙で敗北し、

³² 大嶽、前掲『日本型ポピュリズム』、第3章。

³³ 小林正弥「民主党政権はなぜ失敗したのか?——理念を軽んじた『政党』の自壊」WEBRONZA、2012年11月30日。

政権交代が起こって2012年に自民党と公明党による第二次安倍政権が実現する。他方で政権復帰後は自民党にも次々と政治資金問題や斡旋収賄の疑惑が起こっており、小渕優子経済産業相・松嶋みどり法相・甘利明経済再生相が辞職した³⁴。このような疑獄事件が2大政党の双方で起こるのも、戦前の政党政治を想起させる。

安倍内閣になってから民主党への期待は復活せず、本稿脱稿直前について「維新の党」との合流により党名を「民進党」へと変更することを決めた(2016年3月)。戦前において政党内閣が8年間(1924-1932年)は続いたが、戦後においてはわずか3年で2大政党による政党政治という理想は急速に萎んでしまった。やはり戦前循環と同じように、戦後循環において2大政党制は成立し、わずかな期間で衰退したのである。

振り返って考えればこの失敗の知的原因は、現実政治においても改革派の政治学者においても「政治改革」論が英米の二大政党制をモデルにしていたことである。篠原一が開拓したようなヨーロッパの歴史政治学を念頭におけば、多党制による連合政権という政治モデルが浮上するから、小選挙区により二大政党制を無理に実現しようとは考えないからである。

そこで歴史-文化政治学の視角から戦後循環という仮説を提起した当時は、小選挙区制の選挙制度改革と二大政党制が成功しないという予想には相当の蓋然性があると考えていた。戦前には二大政党制の失敗は政党政治の崩壊をもたらした。政治循環という観点から見れば、それは「民主体制の崩壊」(J・リンス)をもたらしかねない。

ただ戦後循環において本当に専制政治や軍国主義、さらにはファシズムに至るとまでは確信を持てなかった。そのような危険性は確実に存在するとは思っていたが、そういう予想を公言すると荒唐無稽と思われかねないと感じられたのである。ところが、実際にはこの懸念は想像以上に的中しつつあるように思える。

³⁴ 小林正弥「政治資金問題から読み解く政権党の前近代体的質」WEBRONZA、2014年10月28日。

小泉内閣時（2003 年）の拙論では慎重を期して、政治的習合主義論の観点から恩顧主義的・二大政党制の未来に関して 5 つのシナリオを示した。「①理念や政策的連係（リンケージ）に基づく二大政党制の成立、②恩顧主義的政党（自民党など与党）と理念政党・政策政党（野党）とによる習合主義的政党制の形成と（55 年体制のような）相対的安定、③恩顧主義的政党（与党）と現実主義的対抗党（野党）との併存による政党制の信頼下降、④政権交代による本当の「政治構造改革」の実現、⑤二大政党が恩顧主義的に同質化することによる政党政治の衰退や崩壊」である³⁵。この中で①・②・④は相対的には望ましいシナリオであるのに対し、③と⑤が戦前循環と同じように二大政党制による政党政治が衰退したり崩壊したりするものである。実際には後者のシナリオが現実化してしまい、「民主主義の危機」が日本に再び生じたように思われるのである。

5. 極右の政党の盛衰と上からの準極右的体制変革——混成型ネオ日本ファシズム？

2 大政党に失望した人々は、第 3 極に期待を寄せた。特に大阪府知事だった橋下徹氏が作った「大阪維新の会」は、石原慎太郎氏らの「太陽の党」と合併して「日本維新の会」を結成した。橋下氏の強権的な政治手法は「橋下主義（ハシズム）」と批判された³⁶。この表現は「ファシズム」を連想させる。石原氏は右翼的な政治家として知られており、東京都知事時代に中国との尖閣諸島の問題を先鋭化させた。（憲法改正ではなく）憲法廃棄を主張していたという点で、単なる右翼ではなく「極右的」な政治家とみなすべきだろう。橋下氏は「極右」とは言いえないものの、石原氏が共同代表となったことによって「日本維新の会」全体も極右的傾向を帯びたと言わざるを得ない³⁷。

このように極右的傾向を帯びた政党が一定程度の議席を国会に得たのは、戦

³⁵ 小林、同上、258-259 頁。

³⁶ 内田樹、山口二郎、香山リカ、薬師院仁志『橋下主義（ハシズム）を許すな！』ビジネス社、2011 年。

後の日本にとって初めての事態である。ヨーロッパにおける極右政党の進出と同じような状況が出現したわけである。「日本維新の会」は「第3極」の中心として2012年の総選挙では54議席を得て国政第3党に躍進したから、この時点では日本にも極右的傾向を帯びた政党が第2党になる可能性があったことになる。しかし2013年における橋下氏のいわゆる「従軍慰安婦発言」をきっかけにして「日本維新の会」は人気落ちて、その後の東京都議会選挙や参議院選挙では勢いが伸びず、2014年に「結いの党」と合併して「日本維新の党」となる。これに反発して石原グループが分かれ「次世代の党」を作った。2014年の衆議院選挙では「次世代の党」は壊滅的な大敗を喫した。

他方で政権に復帰した自民党は、安倍首相の右翼的理念のもとで以前よりも右傾化した。そして2015年には安保法を「成立」させて集団的自衛権の行使を可能にした。憲法学者の大多数がこれを違憲として反対した。しかも特に参議院においてはその採決自体の有効性が疑わしい。そこで違憲の法律を「制定」という点において、この「制定」は法的には「憲法クーデター」(石川健治・憲法学〔東京大学〕)であり、政治的には「憲政クーデター」だったと言わざるを得ない³⁸。理性的な学者の多くも、この違憲立法に関して「立憲主義」が失われるという観点から批判した。

憲法の改正手続きを無視して事実上の憲法改定を行ったのだから、これはまさに「解釈改憲」に他ならない。憲法クーデターを行って立憲主義を形骸化させるという点において、これは単なる右翼的政治というよりも極右的な政治手法に近い。もっとも明確な極右政治家とは異なって、端的に憲法を放棄すると主張しているわけではなく、憲法や立憲主義を尊重すると自称して装っている。そこでこのような政治手法は「準極右的政治」と言えるだろうし、この「憲

³⁷ 小林正弥「戦後初の『極右党首』登場——『日本維新の会』と石原新党の合併が意味するもの」WEBRONZA、2012年11月20日、同「『日本維新の会』も極右の政党になるのか」WEBRONZA、2012年11月22日。

³⁸ 小林正弥「安保法案の強行採決は『憲法クーデター』だ」WEBRONZA2015年7月16日、「安保法案『可決』は無効であり、議場クーデターだ」WEBRONZA2015年9月22日。

法クーデター」による政治体制の事実上の変革は「準極右的体制変革」と呼ぶことができよう。

このように極右的傾向を帯びた政党が衰退する一方で、政権に復帰した自民党が公明党と協力して違法な体制変革を行った。これも戦前循環におけるファシズム期を想起させる。

急進的な批判者は安倍政権を「ファシズム」と呼んで批判している。憲法改正に関してナチス政権の「手口に学んだらどうか」という麻生太郎副総理の発言を想起すれば、これにも一定の根拠がある。しかしナチズムのような真性ファシズムと比較すると、安倍政権は大きく違っている。国家主義的な右翼的思想は存在するが、ナチズムのような熱狂は見られないである。全体主義のように完全な思想統制を行うところまでは行っておらず、民主的な選挙を廃止しようとはしていない。

ただ戦前の日本ファシズムと比較すれば、このような相違点は少なくなる。丸山眞男が指摘したように、戦前の日本ファシズムはナチズムとは重要な点で異なっていた。ナチズムはアウトサイダーの「無法者」が体制の外部から上昇して権力を奪取したのに対し、日本では「無法者」のファシズム運動は5・15事件や2・26事件といったクーデター事件を起こしたが、2・26事件が鎮圧されてからはむしろ権力を握っている側が軍国主義化を進めて戦争を起こした。丸山眞男はこのような日本ファシズムを「上からのファシズム」と呼んで、ナチズムのような「下からのファシズム」と区別した。そしてナチ指導者における醒めたニヒリスティックな主体的精神と対比して、その精神形態の「矮小性」と膨大な「無責任の体系」を剔抉したのである³⁹。

戦前と同じように、極右的傾向のある政党は「第3極」として注目を集めたが、権力を掌握するところまではいかなかった。橋下氏や石原氏は支持者にとっては「カリスマ」を持っていたから、この勢力が伸張して政権掌握に至っていればまさにナチズムのような熱狂を生み出したかもしれない。しかしその

³⁹ 丸山、前掲「軍国支配者の精神形態」。

勢いが後退する反面で、もともとの政権党だった自民党が官僚と再び結合して安倍政権を支え、安倍首相は岸信介元首相の孫であって政治的エスタブリッシュメントに属する。その「支配層」が体制変革を行いつつある。その点でこれは「上からの体制変革」である⁴⁰。

安倍政権は発足当初は高支持率に支えられていたが、「カリスマ」的な熱狂を生んでいるわけではない。閣僚や自民党議員がしばしば不祥事を起こして問題となるが、その度に安倍首相は「任命責任は私にある」（甘利大臣辞任時、2016年1月28日）などと言いながら実際には責任を取ろうとはしない。原発事故の責任を明確にしないまま原発再稼働を進めているように、戦前の軍国主義同様に巨大な「無責任体制」のもとで体制変革を進めつつある。しかも戦後70周年談話では事実の描写と過去の内閣の「反省」や「お詫び」を確認しただけで、自らの主体的表明は一切しなかった⁴¹。

安倍首相は2016年になって在任中に改憲を目指すことを公言し始めている。現職首相として2013年12月には靖国参拝を行った。2016年の新年には一部の神社が神社本庁の指示によって改憲の署名を行って、戦前の国家神道を想起させるという批判も現れた。国会における首相答弁はしばしば論理的な返答にはなっておらず、非理性的で感情的に激高して攻撃的になる。首相であるにもかかわらず、野党に野次をとばして与党の議長から注意されるほどである。

このように考えるとその政治的形態や精神において、安倍政権はナチズムとは異なっているが戦前の日本ファシズムとは似たところがある。極右的政治とは異なるものの、実際には憲法を蹂躪しているという点では「準極右的政治」を行っており、「上からの準極右的体制変革」を進めつつある⁴²。

だから「混成的ネオ日本ファシズム」と言えるかもしれない。この「ファシ

⁴⁰ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか？(1)——「上からの体制変革」の決定的開始」WEBRONZA、2014年7月15日。

⁴¹ 小林正弥「主体性なき「精神形態」を示した安倍談話——より悪しき談話を回避させた人々の力」WEBRONZA、2015年8月15日。

⁴² 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか？〔8〕——『準極右的体制変革』による『戦前化』と平和祈念日」WEBRONZA、2014年6月15日。

ズム」はナチズムやイタリア・ファシズムのような真性ファシズムではなく、あくまでも戦前の「日本ファシズム」の再生版である。さらにネオ・コーポラティズムをはじめとする多くの「ネオ」の現象と同じように、かつての「日本ファシズム」のように議会制を全面的に否定して形骸化するわけではない、軍事政権を作るわけでもない。一応は現行憲法の枠組みの中で形式的には「民主主義」の制度を維持しながら、かつての「日本ファシズム」の精神形態を復活させて実際には非民主主義的・非立憲主義的な政体へと変革しつつある。その意味で「混成的ネオ日本ファシズム」という概念は、選挙を行うという意味での形式的な民主主義体制の中における「日本ファシズム」の精神形態の再現であり、(民主主義体制と「日本ファシズム」という)本来は相容れない2つの政治体制の混合であると言える。

6. 日本政治の権威主義化——権威主義的民主制への動向

この過程が進行すると、どのような政治体制が出現するのだろうか。それは少なくともこれまでのような本当の自由民主主義体制ではありえないだろう。「言論・報道の自由」の縮小という形で、現行憲法下でも既にその兆候は現れている。

NHKの舛井勝人会長が会長就任の記者会見で「政府が『右』と言っているものを、われわれが『左』と言うわけにはいかない」という発言をした時から、安倍政権下のNHKは「公共」放送ではなく「公」放送、つまり国営放送のようになってしまっているのではないか、という批判がなされた⁴³。安保法審議時にもその後にも、政権に批判的な人々は言うに及ばずNHKのOBや海外メディアなど様々な観点からNHKの報道姿勢については疑義が出されている。番組に関して政権との軋轢があったと言われる有名なキャスター（「クローズアップ現代」の国谷裕子氏）が2016年3月で降板することになった。

さらに民放に関しても、2016年3月に政権に批判的な発言をしたキャスター

⁴³ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか？(7)——NHK問題にみる政権独裁化説」WEBRONZA、2014年8月13日。

たち〔「報道ステーション」〔テレビ朝日系〕の古舘伊知郎氏や「NEWS23」〔TBS系〕アンカーの岸井成格氏〕が次々と降板することになった。しかも高市早苗総務大臣は放送法第4条違反を理由に放送局の「停波」を命じる可能性を国家で明言して、テレビ局に対する恫喝ではないかと問題になっている。それに抗議する著名なジャーナリストたちは「私たちは怒っている」という抗議声明を出して記者会見を行った。そこでは実際に報道現場からの匿名の声として、政権批判と受け取られる恐れのある報道や評論の自粛が行われていることが明かされた。政権党にスキャンダルや失言が続発しても、これまでの自民党政権のように支持率が劇的に落ちないのは、テレビ局などのメディアが批判的意見をあまり報じないからかもしれない⁴⁴。

このように政権側はついにメディアに対する威圧的発言を公言するようになり、メディアの側でも政権に批判的な発言を自粛しつつある。海外メディアでは既にそのような日本政治についての批判的報道も次々となされている。報道の自由が尊重されている先進国では、政権がメディアに対して威圧的な発言をすることは考えられないからである。

このような過程が進行すれば、報道や言論の自由をはじめとする「政治的自由」が縮小されていくことになる。そうなれば仮に選挙が行われても、政権よりの偏った情報が人々に影響を与えることになるから、もはや真正の民主主義は成り立たなくなる。「自由民主主義」の「自由」が形骸化すれば、「民主主義」も形骸化して「擬似的民主主義」へと頹落せざるを得ないのである。

ロバート・ダールの操作的概念を用いれば、これは多元主義的な「ポリアーキー」（自由・公的異議申し立てと包括性・参加の双方を満たす体制）から「準ポリアーキー」、さらには「包括的抑圧体制」（選挙権はあって包括性があるが、自由が制限される体制）の方向への移行である⁴⁵。これは、民主主義から専制

⁴⁴ 小林正弥「政治スキャンダルと失言続発、「醜い国・日本」へ——「お上」に諾諾と従う臣民文化の復活か？」WEBRONZA2016年3月7日。

⁴⁵ R.A. ダール『ポリアーキー』（高島通敏・前田脩訳、岩波文庫、2014年）。篠原一はこれも先駆的に紹介した。篠原一『市民参加』（岩波書店、1977年）、同、前掲『ヨーロッパの政治』、8頁。

ないし独裁へと至る道である。そこで海外では早速「日本はアジアにおける次の専制国家なのか？」(ノア・スミス)というような論評がなされている⁴⁶。もっとも憲法はまだ形式的には維持されているから、言論の自由が全くなくなるわけではない。その点ではまだ真性ファシズムのような全体主義にまではすぐにはならないだろう。権威主義はどうだろうか。

権威主義は「限定された、責任能力のない政治的多元主義を伴っているが、国家を統治する洗練されたイデオロギーは持たず、しかし独特のメンタリティーは持ち、その発展のある時期を除いて政治動員は広範でも集中的でもなく、また指導者あるいは小グループが公式的には不明確ながら実際にはまったく予測可能な範囲の中で権力を行使する政治体制」(J・リンス)⁴⁷と定義されている。つまり全体主義に比して、制約や限界はあるものの一定の多元性が存在し、統制下の自由・政治参加が存在しえて、全体主義のような熱狂的動員をいつも伴うのではなく保守主義的なメンタリティーが優勢である。権威主義にも様々な下位類型があり、動員型権威主義体制、官僚・軍部支配型権威主義的体制(アルゼンチンのペロン体制、ブラジルのバルガス体制など)、有機体的国家主義型権威主義体制(ポルトガルのサラザール体制、ファシズム期の後のスペイン・フランコ体制など)が挙げられている。戦後のアジアやラテン・アメリカの諸国などにおける開発独裁もこれらの中に含まれる。

「報道の自由」が制約されるようになると、思考の自由や政治的多元性が減少するから真正の自由民主主義体制とは離れて権威主義体制に接近することは疑いない。ただ今後の日本の場合、現行憲法下では自由を完全に抹殺することは難しいだろうし、選挙はまだ行われるだろう。野党が過半数を占める可能性はありうるし、そうなれば政権交代を与党が阻止することは困難だろう。だから典型的な権威主義体制に直ちになるとも考えにくい。

⁴⁶ ブルームバーグ・ビュー、2015年2月20日、ノア・スミス財政学準教授〔ストニー・ブルック大学の時評〕。

<http://www.bloombergview.com/articles/2015-02-20/japan-s-constitutional-change-is-move-toward-autocracy>

⁴⁷ リンス、前掲書、141頁。

そこで考えられるのは、選挙の実行という点では形式的な民主主義体制を維持しながら、実質的には自由を縮減していくような体制である。いわば「権威主義的民主主義」ないし「民主主義的権威主義」というような体制であろう。理念としての民主主義は失われるものの、選挙という民主主義的制度が存続しているという点では「権威主義的民主主義体制」「権威主義的民主制」ないし「民主制的権威主義」と言う方が適切かもしれない。安保法を「制定」して決定的に立憲主義が損なわれた時点から、「体制変化 (regime change)」が始まり、メディアへの政権の威嚇などに顕著に見られるように日本は「権威主義的民主制」になりつつあると言わなければならないであろう。

民主主義には「制度としての民主主義」だけではなく、「理念としての民主主義」「運動としての民主主義」という側面があることを丸山眞男は指摘した。つまり「制度としての民主主義」があっても、残りの2つの民主主義が消えては本当の民主主義とは言えないのである。本稿では「制度としての民主主義」を「民主制」とし、理念や運動としての民主主義を「民主主義」、そしてそれに基づく政治の実態を「民主政」と表記している。

第2次安倍政権が始まってからその独裁化を批判する議論が提起されているが、まだ選挙は行われるから、形式的には「制度としての民主主義＝民主制」が廃止されて独裁的政治体制に移行しているというわけではない。しかしその実態や精神には独裁・専制や権威主義の要素があるとすれば、その政治体制は「準（半）民主政」とか「準（半）専制」と言うこともできるだろう⁴⁸。比較政治学の用語を使えば、これは「権威主義的民主制」ないし「民主制的権威主義」ということになる。

6. 競争的権威主義という混成体制論

実は近年の比較政治学では、このような混合的体制が「混成体制 (hybrid regimes)」として注目され始めている。

⁴⁸ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか?」〔10〕——権威主義化による本当の民主主義の終焉」2014年8月29日。

冷戦期以後の1990年代にはアフリカ（ガーナ、ケニヤ、モザンビーク、ザンビア、ジンバブエ）や元共産主義国（アルバニア、クロアチア、ロシア、セルビア、ウクライナ）、アジア（マレーシア、台湾）、ラテン・アメリカ（ハイチ、メキシコ、パラグアイ、ペルー）で民主主義的統治と権威主義的支配を結びつけたような「混成体制（hybrid regime）」が現れた。民主化の「第3の波」があったので当時はそれを楽観的にみなして、「民主化への移行」という観点から考えていた。そこで「準民主主義（semidemocracy）」⁴⁹「仮想的民主主義（virtual democracy）」「選挙民主主義（electoral democracy）」⁵⁰「擬似的民主主義（pseudodemocracy）」⁵¹「非自由主義的民主主義（illiberal democracy）」⁵²「準権威主義（semi-authoritarianism）」⁵³「柔らかな権威主義（soft authoritarianism）」「選挙権威主義（electoral authoritarianism）」⁵⁴「部分的に自由（Partly Free）な体制」（Freedom House）などと呼ばれた。しかしこれらの混成体制の捉え方は、部分的ないし縮減された民主主義（diminished democracy）というように民主化という方向のバイアスを持っていたし、残余カテゴリーとみなされて混成体制の間の重要な相違を等閑視していた。レヴィツキーとウェイはこのように問題点を指摘して、グレーゾーンの混成的体制の中の1つとして「競争的権威主義（competitive authoritarianism）」という類型を提起した⁵⁵。

これは「公式の民主制が存在し権力獲得の主要な手段だと広く見られている

⁴⁹ Peter H. Smith, *Democracy in Latin America: Political Change in Comparative Perspective* (New York: Oxford University Press, 2005; 2nd ed., 2011).

⁵⁰ Larry Diamond, *The End of the Third Wave and the Global Future of Democracy* (Institute for Advanced Studies, Vienna Political Science Series No. 45).

⁵¹ Larry Diamond, Juan J. Linz eds., *Politics in Developing Countries: Comparing Experiences with Democracy* (Lynne Rienner Publication, 1995).

⁵² Fareed Zakaria, "The Rise of Illiberal Democracy," *Foreign Affairs*, vol. 67, n. 6 (1997); Fareed Zakaria, *The Future of Freedom: Illiberal Democracy at Home and Abroad*, W.W. Norton & Company, Inc, revised ed., 2007.

⁵³ Marina Ottaway, *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*, (Carnegie Endowment for Int'l Peace, 2013).

⁵⁴ Andreas Schedler, ed., *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition* (Lynne Rienner Publications, 2006).

が、不正行為や市民的自由の侵害が行われたり、現職が国家やマスメディアの資源を悪用したりすることによって競争の場を余りに歪めてしまっているのです、民主政とは呼べない文民体制」である⁵⁶。つまりこの類型においては形式的な民主主義的制度が、政治的権威を得て行使する際の中心的手段とみなされているにもかかわらず、現職がその規則にしばしば違反するので民主主義の最低限の一般的基準を満たさない。たとえばフラニョ・トゥジマン統治下のクロアチア、スロボダン・ミロセヴィッチ統治下のセルビア、ウラジミール・プーチン統治下のロシア、レオニード・クラフチュクとレオニード・クチマ統治下のウクライナ、アルベルト・フジモリ統治下のペルーなどがその例であり、アルバニア、アルメニア、ガーナ、ケニヤ、マレーシア、メキシコ、ザンビアも1990年代の多くはそうだった。リンスも言うように、これらは「縮減された民主主義」というよりは「縮減された権威主義」とみなされるべきである。

民主主義体制は「①開かれていて自由で公正な選挙による行政・立法の選出、②全ての成人が選挙権を持つ。③政治的権利と市民的自由が広く守られている。④選挙された権威が、軍や聖職者の監督下の統制を受けずに真の統治権を持つ」という特徴を持つ。これに対して競争的権威主義においては選挙が定期的に行われるが、現職はしばしば国家の資源を濫用し、反対派がメディアで十分に報道されないようにし、反対派の候補者や支持者に嫌がらせをしたり、時には選挙の結果を操作したりする。ジャーナリストや反対派の政治家、政府の批判者は逮捕されたり投獄されたり、時には殺されたりする。

同じく不安定・非効率で問題がある場合でも、民主政の最低限の基準には達している「委任的民主政 (delegative democracy)」(オドンネル)⁵⁷とはこれは異なる。また完全な権威主義とも異なって、民主主義の規則を完全になくした

⁵⁵ Steven Levitsky and Lucan A. Way, "The Rise of Competitive Authoritarianism," *Journal of Democracy*, vol.13, n.2, 2002, pp. 51-65.

⁵⁶ Steven Levitsky, Lucian A. Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War* (Cambridge University Press, 2002).

⁵⁷ Guillermo O'Donnell, "Delegative Democracy," *Journal of Democracy*, vol.5, n.1 (1994), pp. 55-69.

り単なる飾りや外観にすることはできず、賄賂や抱き込み、税金や言いなりになる司法などの国家機関によって批判者を「合法的」に嫌がらせたり、困らせたり、強要する。ただ民主的制度は存続しているから、民主主義に大きな欠陥が生じていても、反対派には挑戦する余地があり、政府も選挙を軽視できない。

民主的な争いの場となるのは「①選挙、②立法府、③司法、④メディア」である。選挙の場合と同じように立法府や司法も政権側は統制しようとするが、立法府で反対党が政権側に抵抗することがあるし、司法も政権側に不利な判決を下すことがある。メディアは競争的権威主義的体制の主要な争いの焦点であり、専制の場合と違って完全に国営化されて検閲が行われたり、完全に統制されて抑圧されたりしているわけではない。独立したメディアは存在して影響力があり、ジャーナリストはしばしば脅迫されたり攻撃されたりするが、重要な反対派の役割を果たす。権威主義とは違って政権側は微妙な統制のメカニズムを用い、賄賂を用いたり、国家の広報を選択的に行ったり、メディアの負債や税を操作したり、株主に争いを起こしたり、独立した反対派のジャーナリストを訴追しやすくする抑圧的な報道法を作ったりする。独立した新聞などを「法的に」圧迫するために名誉毀損の訴訟を起こすこともある。もっともこの反動も大きい。1996年にクロアチアのトゥジマン政府が101ラジオの免許を取り消そうとしたところ、大規模な抗議運動が起こり統治党が分裂したように、政府側に大きなダメージが与えられる場合もある。

1920年代の東欧やペロン下のペルー（1946-1955）のようにこのような体制は以前から存在したが、1990年代には完全な権威主義的体制が衰退したり（サハラ以南のアフリカ）、その崩壊後に新しい競争的権威主義体制が現れたり（以前の共産主義諸国やハイチ）、民主的体制が衰退して生じた。1990年代初頭のペルーやベネズエラでは、政治経済的危機が長く続いた後で、大統領の自己クーデターや、選択的で漸变的な民主的制度の誤用によって民主的体制が衰退したが、民主制を完全になくすこともできなかったので競争的権威主義体制が生じたのである。民主制と権威主義的方法との間に内在的な緊張関係が存在するので、この体制は不安定になりがちでしばしば体制変革が生じる。

競争的権威主義と似た概念として「選挙権威主義 (electoral democracy)」(シェドラー) も提起されており、権威主義的な選挙の操作に焦点を当てている。多党制の選挙 (普通選挙で、最低限の多元性・競争・開放性は存在する) を定期的に行うが、自由民主主義の自由と公正の原則を侵害していて、選挙を「民主主義の道具」というよりも権威主義的統治の道具にしている。その政治は人々の同意よりも操作に基づいているというのである。だから選挙法の悪用・改定や反対政党・候補者の選挙からの排除、政治的権利・市民的自由の侵害、マスメディアの報道や選挙運動資金への妨害、参政権の制限、反対党への支持を止めさせるための飴と鞭の手法など様々な手段が用いられる。政権側は「選挙のゲーム」を作るとともにその結果を統制するための「権威主義的操作のゲーム」を行い、他方で反対党は非民主主義的制度を除去しようとして「制度改革のゲーム」を行おうとする。具体的には元ソ連やサハラ以南のアフリカの様々な国々、東南アジア (カンボジア、マレーシア、シンガポール) などの国々が挙げられている (2006年時点)。このような体制は、「欠陥のある民主主義 (defective democracy)」とか「混成体制」という見方もあるが、非民主主義的な「新権威主義 (new authoritarianism)」とみなすべきである⁵⁸。

もっとも「混成体制」(ダイヤモンド) は競争的権威主義ないし選挙権威主義だけではなく、「①自由民主主義、②(非自由主義的な) 選挙民主主義、③曖昧な体制、④競争的権威主義、⑤(非競争的な) ヘゲモニー的選挙権威主義、⑦政治的に閉鎖的な権威主義」というような下位分類も提起されている⁵⁹。権威主義的民主制と呼べるのは、この中で②から④までだろう。①は真正の自由民主主義だし、⑥と⑦においてはもはや競争がないから形式的にも民主制とは言えないからである。競争的 (選挙) 権威主義は、権威主義的民主制の中の一類型と位置づけられるのである。

⁵⁸ Schedler, ed.op.cit., Ch.1, "The Logic of Electoral Authoritarianism."

⁵⁹ Larry Jay Diamond, "Thinking About Hybrid Regimes," *Journal of Democracy*, vol.13, n.2 (2002), pp. 21-35.

7. 新権威主義への移行と国家コーポラティズム？

このような議論から見れば、「権威主義的民主制」ないし「民主制的権威主義」とは競争的権威主義ないし選挙権威主義のような「混成体制」に他ならない。「ネオ・コーポラティズム」のようにそれを「ネオ・オーソリタリアニズム（新権威主義）」と言うこともできるだろう。形式的な民主主義の枠組みの中で成立する権威主義的体制だからである。「権威主義的民主主義」と言えば、「準民主主義」や「擬似的民主主義」と同じようにまだ民主主義が存続しているという観点からの「形容詞付き民主主義（democracies with adjectives）」論⁶⁰になる。これに対して「新権威主義」という表現になれば、「競争的権威主義」や「選挙権威主義」のように実質的には権威主義の一種という見方になる。

そのような体制は形式的には民主主義体制ではあっても、その精神形態は権威主義と似ている。支配者があたかも主人のように傍若無人に振る舞うだけではなく、支配される人々はそれに臣下のように卑屈に屈従する。比較政治学の政治文化論でいえば、「臣民型」（アーモンド & ヴァーバ）⁶¹ということになる。政権に恫喝されて唯々諾々と従うメディアはその象徴だろう。これは「長い物には巻かれろ」という伝統的発想に他ならない。だから「競争的権威主義」や「選挙権威主義」の概念においては、この混成体制を「擬似的民主主義」というように民主主義の方から考えるよりもむしろ権威主義の一種として捉えているのである。

ある意味では戦後の民主主義は、臣民型の政治文化を脱して「参加型」へと発展させることを目指してきた。市民社会の発展と共にそれは一定程度は日本に根付き始めているようにも思われた。しかし民主主義の危機と共に反転し、新権威主義の登場とともに「日本国民」は再び「臣民」に戻りつつあるように

⁶⁰ David Collier and Steven Levitsky, "Democracy with Adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research," *World Politics*, vol.49, n. 3 (1997), pp. 430-51.

⁶¹ G・A・アーモンド、S・ヴァーバ『現代市民の政治文化』（石川一雄・片岡博光・木村修三・深谷満雄訳、勁草書房、1974年）。

すら危惧される。

21世紀初頭の日本は混成体制論（2002年）においては「自由民主主義」に分類されている⁶²。それが2015年に「権威主義的民主制」に移行し始めた。2015年の安保法「成立」は政権自らが行った「憲法クーデター」だから、これは「自己クーデター」に相当する⁶³。しかも競争的権威主義ないし選挙権威主義という観点から見ると、それらの特徴に類似しつつある。

たとえば選挙は行われるが、政権は選挙で勝利できるように「合法的」に国家機関や国家の資源を濫用しようとする。安保法を実現するために内閣法制局の長官人事を通じてその自律性を失わせて憲法解釈を変更させた。経済政策においては中央銀行の独立性を弱めて総裁人事を通じて操作し、アベノミクスという経済政策を成功したように見せるために大量の金融操作（金融緩和政策）や利子率操作（ゼロ金利政策）を行わせている。国政選挙が近づくとバラマキ政策（低所得の65歳以上の高齢者に対する3万円給付）を行う。

政治的権利や市民的自由に関しては、2013年に第2次安倍政権が秘密保護法を制定してから政治的自由の法的統制が始まった。右派はすでに中道左派的なメディア（朝日新聞など）や政権に批判的なジャーナリストを攻撃している（たとえば岸井成格氏を批判する意見広告）。続いて政権もメディアに非公式の圧力をかけ、公式にも「不公正」な報道を行うテレビ局に対する（放送法第4条による）免許取り消しの可能性に言及してメディアを威嚇している⁶⁴。政権側の政治家に批判的な報道について、そのメディアや記者に対する名誉毀損訴訟（スラップ訴訟：戦略的な威圧訴訟ないし恫喝訴訟）も頻発している。柔らかな形では首相とメディア関係者が定期的に会食をしていることが話題となっている。これはメディア懐柔策であろう。このようにメディアに対しては鉛と鞭の政策を使っているのである。

⁶² Diamond (2002), op.cit., Table2.

⁶³ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか?〔2〕——『安倍政権の憲法クーデター』説」WEBRONZA、2014年7月22日。

⁶⁴ 小林正弥「政治スキャンダルと失言続発、『醜い国・日本』へ——「お上」に諸諾と従う臣民文化の復活か?」WEBRONZA、2016年3月7日。

国政選挙に関しては最高裁判所の違憲判決を軽視して、衆議院の議員定数は正のための抜本改革を先送りして小改革（0増6減）をしようとしている。さらに自分たちの権力保持に都合のいいタイミングで衆議院選挙を行うことを考えて、その可能性を仄めかす。

日本においても政治家やその秘書の不審死がないわけではない。ただ以上の多くは、放送法第4条を根拠にするメディア威嚇の事例などに現れているように「合法的」な政策として行われており、露骨に批判的メディアを廃止したり検閲をしたりしているわけではないし、選挙をなくすわけでもない。このように微妙な形で統御を行っていくのが競争的権威主義の特徴である。

だから今の日本がすでに「自由民主主義体制」ではなくなり、何らかの「混成体制」に移行しつつあることは確かだろう。先の類型論の中ですでに「（自由が制限された）選挙民主主義」には移行したということになる。問題は、アジアで言えばカンボジアやマレーシア⁶⁵、シンガポールと同じような競争的権威主義にまで移行したのか、またこれから移行していくのかということだろう。もしそうなるならば、1990年代のペルーやベネズエラのように民主主義体制から競争的権威主義へと移行する類型に相当することになる。もし憲法改正が行われて今の自民党改憲案のように「公益及び公の秩序」を守るためという名目によって言論・結社の自由などに制限がかけられるようになれば、市民的自由が明確に侵害されることになるから、競争的権威主義に完全に移行する可能性が高いだろう。それまでは「（非自由主義的な）選挙民主主義」か「曖昧な体制」ということになるのかもしれない⁶⁶。

日本政治の権威主義化がどこまで進むかという問題は、今後の政治的展開にかかっているだろう。競争的権威主義の体制には国際的な批判や圧力もかかるから、日本がその体制に完全に移行するまでは国際的軋轢も生じるだろうし、

⁶⁵ マレーシアについて、伊賀司「競争的権威主義体制下のマレーシアにおける『反体制』アクターとオルタナティブ・メディア——Aliran Monthly と Harakah の事例から」『国際協力論集』第19巻第1号、2011年、113-138頁。中村正志「言論統制は政権維持にいかに寄与するか——マレーシアにおける競争的権威主義の持続と不安定化のメカニズム」『アジア経済』第52巻第9号、2011年、2-32頁。

それが歯止めとなることも考えられる。競争的権威主義においては、政権との争いの場として選挙・立法府・司法・メディアが挙げられているが、いずれもこの過程に影響しうるだろう。国政選挙では先述のように選挙操作が行われるから与党の方が優位になるが、競争的権威主義においても敗北する可能性はある。そうなれば権威主義化は中断するだろう。立法府における野党の抵抗はその拠点となりうる。司法においても政権は非公式に司法を統制しようとするが、たとえば国会の議員定数は正訴訟における違憲判決や原発運転差し止め訴訟における差し止め判決のように、政権に打撃を与える判決が出ることもありうる。さらにメディアへの政権の威嚇に対してメディアや世論が反発することもありうるし、政治家のスキャンダルや失言を報道するメディアもあるから政権を牽制することも起こりうるだろう。

それでも競争的権威主義への体制移行が完成し、日本が新権威主義になる可能性もないとは言えない。その時には政権の干渉や圧力・統制・抑圧はさらに露骨になり、国家主義的な制度や政策が実行されていくだろう。たとえば安倍政権はアベノミクスを成功させるために、トリクルダウン（富者が富めば貧者にも自然に富が滴り落ちるという考え方）を実現するために賃上げするように産業界に圧力をかけている。市場経済の自律性を尊重するリバタリアニズムの考えとは、これは一致しない。むしろこれは国家主導型経済政策であり、政権が総裁人事を通じて日銀を操縦し、経済界も従わせようとしているのである。まだネオ・コーポラティズムの制度的特徴となる委員会は実現していないものの、これはむしろ政府と経済界を中心とする「労働なき国家コーポラティズム」の方向を思わせる。もしこのような方向が展開して、政権が中心となって財界

⁶⁶「混成体制」について「(軍や外国などの) 保護されている民主政 (protected democracy)、限定的民主政 (limited democracy)、法のない民主政 (democracy without law)」という別の下位分類も提案されている。この分類法だと GHQ 下の日本は「保護されている民主政」に相当し、今後の日本は「限定的民主政」に移行するかどうかが問題ということになろう。Leonard Morlino, *Hybrid Regimes or Regimes in Transition?* Frider Working Paper 70 (2008). http://www.plataformademocratica.org/Publicacoes/Publicacao_4618_em_17_11_2008_22_06_36.pdf#search=Hybrid+Regimes+or+Regimes+in+Transition

などの代表が入る委員会ができて政権主導の政策形成を行うようになれば、それは「国家コーポラティズム」となろう。

国家コーポラティズムも権威主義体制の特徴の1つである。戦前日本では大政翼賛会がこれに相当する。明確な新権威主義体制になれば、このような現象も現れうるだろう。このような可能性も含めて、戦前の日本ファシズムを想起させる政治形態を形式的民主主義の制度の中で新権威主義は再現させていくかもしれないのである。

8. 歴史は繰り返すか？——ファシズムの亡霊と市民先導的政党連合

このように戦前戦後循環論は予想以上に妥当性を持ち始めているように思われる。戦前の日本ファシズムも全体主義というよりは権威主義に近かったという議論も存在する。同じように今の「混成的ネオ日本ファシズム」も、形式的民主主義体制の中で権威主義を再生させつつあるようである。

このように戦前の「亡霊」の如き現象が今の日本には次々と現れつつある⁶⁷。これが歴史的現実であることを直視しなければならないだろう。シュミッターは「今なおコーポラティズムの時代である」ということを確認しつつ楽観的な展望を示したが、私たちは逆に今なお国家コーポラティズムや日本ファシズムないし権威主義の亡霊が新しい姿で徘徊していることを認識しなければならないだろう。「今なおファシズム・極右・権威主義・コーポラティズムの世紀」であると言わざるを得ないのである。現行憲法下ですらそうなのだから、仮に憲法「改正」が実現すれば、この傾向はますます強まっていくだろう。

もちろん戦前戦後循環論は仮説だから、これまであたっているようには見えても、完全に戦前と同じく民主主義の崩壊というコースを辿るとは限らない。原発再稼働反対のデモや安保法反対のデモは、60年安保以来の盛り上がりを見せた。政治的危機感に基づき、SEALSなどの若者をはじめとする市民たちが自発的に立ち上がって大規模な抗議運動が生じた。ここには60年代安保闘

⁶⁷ 小林正弥「閣議決定後の日本政治をどう捉えるべきか？〔9〕——国家神道という『戦前』の亡霊」WEBRONZA, 2014年6月22日。

争以来の政治参加のうねりがある。しかもこれは旧来の労働組合中心の動員デモではなく、まさに篠原一らが主張した「市民参加」そのものである。テレビなどでは「臣民型」の政治文化が支配的になってきているのに対し、街頭では「市民型」の政治文化も活性化し、準極右の体制変革を進める政権に挑戦していると言える。

憲法「改正」などを経て新権威主義が確立し、テレビ局だけではなくメディアを全面的に統制下に置き、批判的評論家や街頭のデモまでも抑圧するようになれば、アジアやラテン・アメリカの権威主義体制と同じように市民参加も圧殺することになるだろう。今はまだ権威主義化が始まった段階だから、選挙で政権を覆す可能性が残されており、立憲主義や民主主義の回復を求める市民たちとの間で綱引きが行われている。

篠原一がつとに予見し主張したように、日本政治はすでに連合政権の時代に入っている。現政権自体が、自民党と公明党との連合政権である。これに対して挑戦して政権交代を行うためには野党が連合政権を構成するしかない。もはや戦後循環における二大政党の時代は終わった。第3極の登場は二大政党期の終焉を意味し、第3極のブームが去っても民主党の支持はほとんど回復しない。そこに現れたのは「1強5弱」と言われる政党システムだった。

民主党が当初の理念を捨てて中道右派政党になった結果、政権に批判的な人々の期待はむしろ共産党に向くようになり、2013年の東京都議会選挙では共産党が第3党に躍進したこと（9議席増）が注目された。そこで安倍政権下の自民党のような右派政党と共産党のような左派政党という左右に分極化する傾向が現れた。サルトルの政党システム論で言えば、分極的多党制へと向かう方向と言える。分極的多党制は、戦前のイタリアのように議会制民主主義の危機をもたらしかねない⁶⁸。

立憲主義と民主主義の危機において与党に勝利するためには、小選挙区中心の選挙制度のもとでは野党が協力するしかない。だから政権を批判する市民た

⁶⁸ 小林正弥「都議選における共産党「躍進」と参院選における「夢想」——左右分極化は回避できるか？」WEBRONZA、2013年7月9日。

ちは野党共闘を要望している。その声に押されて徐々に野党間では協力態勢が進み始めている。連合政権理論では「多層的構成」として「連合」を捉え⁶⁹、「選挙連合・議会連合・政権連合」などを重層的に考える⁷⁰。この観点から野党協力を見てみよう。

共産党は、全選挙区で立候補させるという従来の方針を大転換し、他の野党に「国民連合政府」を提案した。これは「政権連合」の提案である。これに対しては民主党などが距離を置いたので共産党も断念し、参院選（特に一人区）などにおける選挙協力を追求している。これは「選挙連合」である。そして野党の5党で安保法を廃止するための2法案を共同提出した（2016年2月19日）。これは「議会連合」である。篠原一が主張したように、この3つの連合は関連しているが、一致する必要はない。現時点では、野党の5党の間では「政権連合」ではなく「議会連合」と「選挙連合」を追求していると言えよう。

与党は野党共闘を「野合」と批判し始めているが、連合政権理論から言えば、もともと理念や政策が一致しないから別の政党になっている以上、個々の政党の主張に相違があるのは当然である。その中で「政策協定」を行って「不一致のなかの一致」を求めるのが連合政権だからである⁷¹。野党の中でも民主党と（分裂後の）「維新の党」は合流して新党（民進党）を作る道を選んだ。少なくとも共産党はこの新党とは合流できないから、この新党と他の野党とは「連合」を追求することになろう。

連合政権理論から言えば、この際に重要なのは「緩衝政党（バッファー・パーティー）」が存在することである。緩衝政党とは「連合政権をつくるとき真ん中に位置して、つなぎ目になる党」⁷²のことを指す。今の日本では民主党と共産党との間で緊張関係があるから、その間で連合を成り立たせるためには「緩衝政党」が重要であり、その役割を果たしているのは「生活の党と山本太郎と

⁶⁹ 篠原一『連合時代の政治理論』（現代の理論社、昭和52年）、37頁。

⁷⁰ 篠原、前掲『ポスト産業社会の政治』、141頁。篠原一、前掲「連合政治の理論的諸問題」、122頁。

⁷¹ 篠原、前掲『ポスト産業社会の政治』、157頁。

⁷² 同上書、165頁。篠原一、前掲「連合政治の理論的諸問題」、115頁。

なかまたち」(及び社民党)であろう。

「生活の党」の小沢一郎共同代表は、かつては英米モデルに基づく「政治改革」の主張者であり、小選挙区中心の選挙制度改革の実現に大きな役割を果たした。けれども今の状況においてはイタリアの「オリーブの木」方式を主張している。「オリーブの木」とはイタリアにおける中道左派連合政権(1996年)に由来する。だからここにおいては小沢氏も英米の二大政党制モデルではなく、比例代表制中心のヨーロッパにおける連合政権の方式を追求していることになる。

この方式はかつて民主党・菅直人氏が主張した。小泉政権や第1次安倍政権の時に、筆者は今日のような危機的事態が現れることを予感して平和主義的な野党の間で統一候補を実現することを提案して、それを「平和への結集」と呼び、選挙における「平和連合」の実現を主張した。第2次安倍政権においてその時の危惧はまさに現実のものになり、研究者とともに多くの市民たちが野党連合の実現を願っている。地域においては市民達を中心になって「市民連合」を作り、参議院選挙においてその地域における野党の統一候補を実現させている⁷³。

危機に促されてのことであるとはいえ、篠原一が主張した「市民参加」と「連合政権」とがここには結合している。これまでは「市民参加」はしばしば政党の外に始まり、政党を支援することはあっても議会政治において政党をリードしたり嚮導したりすることは少なかった。しかし今や、共産党にせよ民主党にせよ、「市民参加」の力に押されて大きな方向転換を始め、野党連合に向けて進みつつある。これは「立憲主義的連合」ないし「憲政擁護連合」であり、「市民先導的政党連合」に他ならない。

もしこのような試みが成功して政権交代が実現すれば、日本の民主政治の危機はひとまずは回避され、立憲主義が甦るだろう。「保守・中道・革新」というように考える3極史観から見れば、日本では中道と革新が分裂している時には保守が勝つことが多いのに対し、この2つが協力すると保守に勝利する

⁷³ 筆者の提言としては、「国民連合政府を超えた平成『維新』の実現を(上・下)」WEBRONZA、2015年10月29日、10月30日。

可能性が生まれる⁷⁴。だから戦前に清浦内閣に対して第2次憲政擁護運動が行われ護憲3派内閣が成立したように、権威主義化に抗して平成の憲法擁護運動が成功して新しい政党政治が開始されることになるかもしれない。

戦前の日本ファシズムは敗戦によって崩壊し、戦後にはGHQの権力を背景に新憲法と民主主義が成立した。だから日本には明治維新はあっても、近代的革命により民主主義を自力で獲得したことがない。その点では平成の憲政擁護運動により準極右的体制変革を中止させて立憲主義的自由民主主義を再確立すれば、それは日本が初めて経験する「近代的市民革命」ということになるだろう。それは政治文化を変革し、「臣民型」から「参加型」へという政治文化の変化を実現させるかもしれない。

世界にせよ日本にせよ、今なおファシズムの世紀なのだろうか？ 世界にはファシズムの亡霊が再び彷徨しているものの、自由民主主義は危機を乗り越えることができるだろうか。日本においては新権威主義への準極右的体制変革が完遂されていくだろうか。それとも市民の先導により政党が連合してそれを止め、新しい政治の理想へと向かって再出発することができるのだろうか。21世紀の世界と日本における今後の政治的運命は、ここにかかっていると言えよう。

(こばやし・まさや)

(2016年3月19日受理)

* 本稿は地球福祉環境研究センターの「研究プロジェクト2 起業の社会性とCSR論の進化・展開に関する研究(3)」に関わる研究成果である。(公共研究編集委員会)

⁷⁴ 坂野潤治『日本政治「失敗」の研究』(光芒社、平成13年)、小林、前掲「恩顧主義の政党と選挙制度改革」、198頁。